

■本庁舎の耐震化及び建替えの比較 評価=◎：3点 ○：2点 △：1点 ×：0点 点数=評価×重要度

項目		耐震補強 1.5	免震補強	現庁舎位置で建替え (本庁のみ)	現庁舎駐車場又は別敷地で建替え (本庁のみ)	庁舎一本化 (産分・総福を統合)	本庁改修+防災拠点
整備内容		本庁舎ブレース補強による耐震補強 (I s 値 0.9 以上) + 設備等の改修	本庁舎免震補強による耐震補強 (I s 値 0.9 以上) + 設備等の改修	現庁舎の位置に本庁舎を建替える (12,600 m ²)	現敷地の東側駐車場又は別敷地に本庁舎を建替える (12,600 m ²)	本庁舎、産業文化センター、総合福祉会館の庁舎機能を集約し、別敷地で建替える (17,400 m ²)	本庁舎ブレース補強による耐震補強 (I s 値 0.6 以上) + 設備等の改修+防災拠点庁舎の新築 (3,000 m ²)
工事費用		約 48 億円 (仮設庁舎含む)	約 56 億円 (仮設庁舎含む)	約 76 億円 (仮設庁舎含む)	約 75 億円	約 100 億円	約 58 億円 (仮設庁舎含む)
ライフサイクルコスト(50 年)		約 179 億円	約 187 億円	約 147 億円	約 146 億円	約 198 億円	約 204 億円
供用開始までの工事期間		約 18 ヶ月	約 24 ヶ月	約 24 ヶ月	約 24 ヶ月	約 24 ヶ月	約 14 ヶ月
安全安心	防災性 (重要度 3)	・建物の耐震性は確保できるが、設備等の転倒・損傷の可能性があるため、転倒防止対策等を行い、災害対応の司令塔としての使用を可能とすることが必要 ・コンクリートの中性化進行や設備・内装劣化による耐久性のリスク有り ○ 6 点	・免震構造により地震エネルギーが伝わり難くなり、建物の耐震性能を高め、設備等の倒壊・損傷を防ぐことができる ・コンクリートの中性化進行や設備・内装劣化による耐久性のリスク有り ○ 6 点	・防災拠点として整備することで、震度 6 強であっても構造体の補修をすることなく、建物が十分に使用可能な耐震性能を確保することができる。また、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られ、業務の継続が可能であることとなる。 ・本庁内に防災拠点設置することで、迅速な対応が可能 ◎ 9 点	・防災拠点として整備することで、震度 6 強であっても構造体の補修をすることなく、建物が十分に使用可能な耐震性能を確保することができる。また、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られ、業務の継続が可能であることとなる。 ・本庁内に防災拠点設置することで、迅速な対応が可能 ◎ 9 点	・防災拠点として整備することで、震度 6 強であっても構造体の補修をすることなく、建物が十分に使用可能な耐震性能を確保することができる。また、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られ、業務の継続が可能であることとなる。 ・本庁内に防災拠点設置することで、迅速な対応が可能 ◎ 9 点	・別棟の防災拠点庁舎は、十分な耐震性能や業務の継続性も確保できる。 ・本庁舎は、中性化進行や設備・内装劣化による耐久性のリスク有り ・別棟で防災拠点庁舎を建設するため、本庁舎との連携に課題が残る ○ 6 点
	機能維持性 (重要度 2)	・設備機器等の大規模改修によって目標耐用年数まで有効利用を図ることができるが、建物の耐用年数の延伸とはならない。 ・外観については全体的な美観を損ねる ○ 4 点	・設備機器等の大規模改修によって目標耐用年数まで有効利用を図ることができるが、建物の耐用年数の延伸とはならない。 ○ 4 点	・抜本的な解決が可能 ◎ 6 点	・抜本的な解決が可能 ◎ 6 点	・抜本的な解決が可能 ◎ 6 点	・設備機器等の大規模改修によって、目標耐用年数まで有効利用を図ることができるが、建物(本庁舎)の耐用年数の延伸とはならない。 ・本庁舎の外観については、全体的な美観を損ねる ○ 4 点
	防犯性 (重要度 2)	・第三者の執務スペースへの立ち入りを制限が困難 △ 2 点	・第三者の執務スペースへの立ち入りを制限が困難 △ 2 点	・第三者の執務スペースへの立ち入りが制限可能 ・閉庁日や閉庁時間外の会議室を使用しても、執務スペースの機密性を確保できる ◎ 6 点	・第三者の執務スペースへの立ち入りが制限可能 ・閉庁日や閉庁時間外の会議室を使用しても、執務スペースの機密性を確保できる ◎ 6 点	・第三者の執務スペースへの立ち入りが制限可能 ・閉庁日や閉庁時間外の会議室を使用しても、執務スペースの機密性を確保できる ◎ 6 点	・第三者の執務スペースへの立ち入りを制限が困難 △ 2 点
機能性	利便性 (重要度 1)	・分散化した状況が改善されない ・工事期間中の執務室等の移転場所が必要になる ・通路幅の拡張が困難 ・待合スペース、相談スペースの拡張が困難 ・会議室が更に不足する ・執務空間が更に狭くなり、業務に支障をきたす場合がある × 0 点	・分散化した状況が改善されない ・工事期間中の執務室等の移転場所が必要になる ・通路幅の拡張が困難 ・待合スペース、相談スペースの拡張が困難 ・会議室が不足している状況は変わらない △ 1 点	・工事期間中の執務室等の移転場所が必要になる場合がある ・通路幅が確保でき、車椅子利用者などの利便性の増加 ・待合スペース、相談スペースの確保につながる ・会議室の不足を解消できる ・産業文化センター及び総合福祉会館を継続利用する ○ 2 点	・通路幅が確保でき、車椅子利用者などの利便性の増加 ・待合スペース、相談スペースの確保につながる ・会議室の不足を解消できる ・産業文化センター及び総合福祉会館を継続利用する ○ 2 点	・庁舎機能を集約化でき、分散化が解消できる ・通路幅が確保でき、車椅子利用者などの利便性の増加 ・待合スペース、相談スペースの確保につながる ・会議室の不足を解消できる ・新たな場所に移転するため、わかりづらくなる ◎ 3 点	・更に分散化が進む ・工事期間中の執務室等の移転場所が必要になる ・通路幅の拡張が困難 ・待合スペース、相談スペースの拡張が困難 ・本庁舎の会議室が更に不足するが、防災拠点内に設けた会議室が利用できる ・一部部署が防災拠点に移転し、本庁舎の執務空間スペースの不足が若干解消できる △ 1 点
	ユニバーサルデザイン (重要度 1)	・トイレの増設(多目的トイレ)が困難 ・スペースが確保できないため、通路等の拡張が困難 △ 1 点	・トイレの増設(多目的トイレ)が困難 ・スペースが確保できないため、通路等の拡張が困難 △ 1 点	・現行の基準に合わせたバリアフリー化が可能 ・多目的トイレ、オストメイト用トイレの増設が可能 ・来庁者が迷うことなく目的の部署に行けるなど利便性が向上 ◎ 3 点	・現行の基準に合わせたバリアフリー化が可能 ・多目的トイレ、オストメイト用トイレの増設が可能 ・来庁者が迷うことなく目的の部署に行けるなど利便性が向上 ◎ 3 点	・現行の基準に合わせたバリアフリー化が可能 ・多目的トイレ、オストメイト用トイレの増設が可能 ・来庁者が迷うことなく目的の部署に行けるなど利便性が向上 ◎ 3 点	・トイレの増設(多目的トイレ)が困難 ・スペースが確保できないため、通路等の拡張が困難 ○ 2 点
	情報化対応性 (重要度 1)	・情報化対応のためのスペースが不足 △ 1 点	・情報化対応のためのスペースが不足 △ 1 点	・情報化対応のためのスペース確保が可能 ◎ 3 点	・情報化対応のためのスペース確保が可能 ◎ 3 点	・情報化対応のためのスペース確保が可能 ◎ 3 点	・情報化対応のためのスペース確保が可能 ◎ 3 点
経済性	耐用性 (重要度 3)	・将来には建替えの必要がある ・狭隘化の改善には、増築又は更なる建築物の新築等が必要 ○ 6 点	・事業規模が大きく、初期投資の額は大きくなる ・近い将来には建替えの必要がある ・狭隘化の改善には、増築又は更なる建築物の新築等が必要 △ 3 点	・事業規模が大きく、初期投資の額は大きくなるが、ライフサイクルコストを含めた経済性の配慮が可能 ◎ 9 点	・事業規模が大きく、初期投資の額は大きくなるが、ライフサイクルコストを含めた経済性の配慮が可能 ◎ 9 点	・事業規模が大きく、初期投資の額が最も大きくなる △ 3 点	・事業規模が大きく、初期投資の額は大きくなる ・近い将来に本庁舎は建替えの必要がある △ 3 点
環境保全性	環境負荷低減性 (重要度 1)	・制約はあるが、環境に配慮した省エネルギーを活用するための施設設備の導入が可能 ・既存ストックの活用ができる。 ○ 2 点	・制約はあるが、環境に配慮した省エネルギーを活用するための施設設備の導入が可能 ・既存ストックの活用ができる。 ○ 2 点	・環境に配慮した省エネルギーを活用するための、太陽光、雨水利用、屋上緑化などに配慮した施設設備が可能 ◎ 3 点	・環境に配慮した省エネルギーを活用するための、太陽光、雨水利用、屋上緑化などに配慮した施設設備が可能 ◎ 3 点	・環境に配慮した省エネルギーを活用するための、太陽光、雨水利用、屋上緑化などに配慮した施設設備が可能 ◎ 3 点	・制約はあるが、環境に配慮した省エネルギーを活用するための、太陽光、雨水利用、屋上緑化などに配慮した施設設備が可能 ・既存ストックの活用ができる。 ○ 2 点
総合評価		・市民サービスや行政効率の低下を招く課題については解決できず、一部課題は耐震補強により悪化する ・機能性や環境保全性などの課題が残る	・市民サービスや行政効率の低下を招く課題については、解決することができない ・機能性や環境保全性などの課題が残る。	・基本的に防災、市民、職員それぞれの目線で、現在抱えている課題を全て解決することが可能。 ・工事期間中に庁舎機能を仮設庁舎等に移転する必要があるため、その期間中の利便性は大きく低下する。	・基本的に防災、市民、職員それぞれの目線で、現在抱えている課題を全て解決することが可能。 ・工事期間中に庁舎機能を仮設庁舎等に移転する必要があるため、その期間中の利便性は大きく低下する。	・基本的に防災、市民、職員それぞれの目線で、現在抱えている課題を全て解決することが可能。	・市民サービスや行政効率の低下を招く課題については、解決することができない。 ・機能性や環境保全性などの課題が残る。
評価点数 (満点=42 点)		22 点	20 点	41 点	41 点	36 点	23 点

※重要度については、第2回策定委員会資料の課題事項を元に設定した。